

最低制限価格制度運用取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）第32条の2に規定する最低制限価格を設定し運用するために必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 最低制限価格は、次に掲げる契約に係る入札に適用する。

- (1) 工事請負契約又は工事に附属する委託契約であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に係るもの
 - イ ア以外の工事請負契約のうち地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき行う総合評価一般競争入札に係るもの
- (2) 工事に附属する委託契約以外の委託契約であって、工事、コンサル又は一般委託（別表に定める営業種目に係る業務について発注するものに限る。）の業種に発注するもの
- (3) 維持修繕契約及び前2号のいずれにも該当しない契約であって、工事、コンサル又は一般委託（別表に定める営業種目に係る業務について発注するものに限る。）の業種に発注するもの

(最低制限価格の基準)

第3条 工事請負契約における最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした工事積算内訳書に基づき、次の方法により算出した額の合計額とする。この場合において、スクラップ評価額に係る控除があるときはこれを算入するものとし、これらにより算出した額に千円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 直接工事費の額に $9.7/10$ を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に $9/10$ を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に $9/10$ を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に $6.8/10$ を乗じて得た額
- 2 前項の規定により算出した額が工事の予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合の最低制限価格は予定価格に $9.2/10$ を乗じて得た額とし、 $7.5/10$ を乗じて得た額に満たない場合の最低制限価格は、予定価格に $7.5/10$ を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、専門工事等の特別な技術を要する工事請負契約の最低制限価格は、工事の予定価格に $7.5/10$ から $9.2/10$ を乗じて得た額の範囲内で決裁責任者が決定した額とする。
- 4 工事に附属する委託契約及び前条第2号及び第3号に規定する契約に係る最低制限価格は、予定価格に $8/10$ を乗じて得た額とし、これにより算出した額に1円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。

(予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格は、予定価格調書に記載するとともに、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に登録するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札の公告には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 最低制限価格を設けていること。
 - (2) 入札価格が最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者を失格とすること。
 - (3) 疑義申立の日程等に関すること。
- (落札決定の保留)

第6条 市長は、開札の結果、予定価格以下で最低制限価格以上の価格で入札した者があった場合は、落札決定を保留するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により落札決定を保留したときは、入札書を提出した全ての者に対し、原則として開札日に、電子入札システムにより保留通知書を送付するものとする。この場合において、保留通知書には、当該入札の予定価格以下で最低制限価格以上の入札価格のうち最も低いものを明示するものとする。

(積算内訳書の閲覧)

第7条 入札書を提出した者は、市の積算内訳書（一般財団法人建設物価調査会及び一般財団法人経済調査会が発行する刊行物から引用した単価等を除く。）を閲覧することができる。この場合において、当該閲覧をしようとする者は、自らの積算内訳書を市長に提出するものとする。

(疑義申立)

第8条 入札書を提出し、かつ、積算内訳書の閲覧をした者は、当該入札に係る市の積算に疑義がある場合は、次条に定める疑義申立期間内に、積算内訳確認申出書を市長に提出することにより、疑義を申し立てることができる。

- 2 疑義申立の対象となるのは、入札公告時に公表された積算内訳書について、金額及び数量が記載された積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義とし、開札前に質問を行い確認すべきものを除くものとする。

(疑義申立及び積算内訳書の閲覧の期間)

第9条 疑義申立及び積算内訳書の閲覧の期間は、原則として第6条第2項に規定する保留通知書を発行した時から開札日の翌日（当該翌日が鎌倉市の休日を定める条例（平成元年9月条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日となる場合は当該市の休日の翌日）の正午までの間とする。

(提出資料の調査)

第10条 市長は、疑義申立があった場合は、直ちに提出された内訳書及び市の積算内訳書を調査しなければならない。

(疑義申立への対応)

第11条 前条の調査の結果、落札候補者に変更が生じるときは、当該入札を無効とし、落札候補者に変更が生じないときは、当該入札を有効とする。ただし、落札候補者が契約を望まないときは、当該入札を無効とする。

- 2 前条の調査の結果、当該入札に係る市の積算に誤りがあった場合であって、落札候補者に変更が生じないときは、落札金額で契約締結し、後日積算誤りを補正して設計し直した金額に落札率を乗じた額で変更契約を行うものとする。

- 3 入札に係る市の積算に誤りがあった場合は、入札書を提出した全ての者に対し、その内容及び入札の効力を書面で説明するものとする。

(調査結果の周知)

第12条 市長は、第10条の調査を行った場合は電子入札システムによる入札結果登録とともに当該調査結果を公表するものとする。

(再度公告入札の執行)

第13条 第11条の規定により開札後に無効とした入札は、原則として再度公告入札を行うものとする。この場合においては、設計の内容を一部変更するものとする。

- 2 前項の再度公告入札は、原則として無効とした当該入札の参加資格の認定を受け、かつ、入札書を提出した者であることを参加要件とする条件付き一般競争入札とする。

(疑義申立等の適用除外)

第14条 第7条から前条までの規定は、第2条第2号及び第3号に規定する契約には適用しない。

付 則

この基準は、平成25年9月17日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第3条、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条、第3条及び第14条及び別表の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお、従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第2条、第3条、第14条及び別表の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお、従前の例による。

付 則

この基準は、平成31年4月15日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年8月17日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以後に公告する入札について適用し、施行日前に公告した入札については、なお、従前の例による。

別表（第2条）

営業種目	左欄の営業種目のうち、最低制限価格制度が適用される業務
庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負	労働者が常時配置される業務
警備・受付の委託	
運搬・保管の請負	
汚水処理施設等保守管理の委託	
消防施設保守管理委託	
電気通信設備保守管理委託	
エレベーター保守管理委託	
総合建物管理の委託	労働者が常時配置される業務又は労働者は常時配置されないが、施設等の保守管理で、設計金額の概ね8割以上を人件費が占めると認められる業務
建物設備保守管理委託	
清掃請負（庁舎外）	すべての業務
環境影響調査	
損失補償調査	
森林整備業務の請負	
樹木保護管理の委託	